

事務連絡  
令和2年12月25日

各指定都市・市区町村  
行政改革担当課  
行政手続担当課 } 御中

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室  
内閣府大臣官房番号制度担当室  
総務省自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室  
厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく犬の登録申請、死亡届等の手続に係る  
「申請フォームのひな形」の提供等について

平素より行政のデジタル化の推進について、御尽力及び御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

地方公共団体における行政手続のオンライン化については、令和2年3月4日付け閣副第109号・府番第33号・総行情第29号内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長、内閣府大臣官房番号制度担当室長及び総務省大臣官房地域力創造審議官連名通知「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針の改訂等について（通知）」により、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（以下「利用促進指針」という。）を通知しているところです。

さらに、今般の新型コロナウイルスの感染拡大という社会情勢を踏まえつつ、令和2年7月に改訂された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、国は、地方公共団体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続について、早急に、申請フォームのひな形を作成するとともに、マイナポータル・ぴったりサービスにプリセットするなどにより、地方公共団体が効率的かつ迅速に、自ら利用者視点に立った業務改革（BPR）を行い、エンドツーエンドでデジタル化を進めることができるよう取り組むこととされています。

行政手続のオンライン化は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、地方公共団体の窓口における接触機会を低減するための有力な手段の1つであるとともに、住民の利便性の向上や行政の効率化の観点でも重要な取組といえます。

このような状況を踏まえ、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請、死亡届等の手続について、厚生労働省健康局結核感染症課と共同で「申請フォームのひな形」及び「申請フォームのひな形の利用ガイドライン」を下記のとおり提供します。各地方公共団体においては、「申請フォームのひな形」を活用し、エンドツーエンドのデジタル化を目指し

た手続のオンライン化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

犬の登録申請、死亡届等の手続を担当される貴団体の部署におかれましては、本通知及び提供するガイドラインをご参照いただき、「申請フォームのひな形」様式を活用して、利用者視点に立った業務改革（BPR）を行いながら手続のオンライン化に向けた検討を進めていただけますよう、お願いします。

## 記

### 1. 「申請フォームのひな形」の提供について

地方公共団体における電子申請の実施における申請フォーム作成の負担を軽減する観点から、既にオンライン化に取り組んでいる地方公共団体の申請フォームを参考に、厚生労働省健康局結核感染症課と共同で「申請フォームのひな形」（別紙1）を作成しましたので、以下のとおりご活用いただきますようお願いいたします。

#### (1) 「申請フォームのひな形」を提供する手続

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）別紙4に記載された手続のうち、特に処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続。（既にその手続専用の全国的な申請システム等が存在する手続を除く）

- ・犬の登録申請、死亡届等（4手続）
  - 犬の登録申請
  - 犬の登録事項変更届
  - 犬の死亡届
  - 注射済票の交付申請

#### (2) ぴったりサービスにおいて電子申請を受け付ける場合

マイナポータルのサービス検索機能・電子申請機能（以下「ぴったりサービス」という。）において、全ての都道府県・市区町村に「申請フォームのひな形」をプリセット（ぴったりサービスへの事前登録）しました。ぴったりサービス上で電子申請を受け付ける地方公共団体においては、申請フォームの作成を行うことなく当該様式を利用することができますので、別紙2～4を参照いただき、積極的なご活用をお願いいたします。

#### (3) ぴったりサービス以外の電子申請システムを利用する場合

各地方公共団体が利用する電子申請システムにおいて申請フォームを作成する際に、項目等の参考として「申請フォームのひな形」をご活用いただくようお願い

いたします。

## 2. 「申請フォームのひな形の利用ガイドライン」の提供について

各地方公共団体において、「申請フォームのひな形」を活用して犬の登録申請、死亡届等の手続のオンライン化を推進いただくに当たり、エンドツーエンドでのデジタル化を前提とした業務改革にも取り組んでいただけるよう、行政手続のデジタル化を進める上でのポイントを記載した「申請フォームのひな形の利用ガイドライン」を別添のとおり提供します。

### 【本通知全般に関して】

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室  
担当：清水、田中、三浦、荻野  
TEL：03-3503-8407（直通）

### 【狂犬病予防法に関して】

厚生労働省健康局結核感染症課  
担当：仲川、山田、浅利  
TEL：03-3595-2263

### 【マイナポータルに関して】

内閣府大臣官房番号制度担当室  
担当：山岸、米山、稲田  
TEL：03-6441-3479,3480（直通）

### 【ぴったりサービスの操作に関すること】

ぴったりサービスヘルプデスク  
TEL：050-3818-2216  
受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30  
e-mail：support@mail.oss.myna.go.jp